

中世後期都市デュレンにおける支配とツンフト（I） ：ガッフェル体制の成立とその意義

田北，廣道
九州大学経済学部：助教授

<https://doi.org/10.15017/4493107>

出版情報：経済學研究. 59 (5/6), pp.265-285, 1994-06-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



中世後期都市デュレンにおける支配とツンフト(1)

—ガッフェル体制の成立とその意義—

田 北 廣 道

目 次

文献目録

はじめに：学説的背景と課題

I. ガッフェル体制の形成要因

(1) 都市内要因：経済構造の転換

(2) 都市外要因：アムト体制の形成 (以上、本号)

II. 「市民闘争」の展開

(以下、第60巻第3・4号)

(1) 1402年「市民闘争」

(2) 1456/57年「市民闘争」：大公役人の関与

III. ガッフェル体制の意義

(1) ガッフェル体制とツンフト原理

(2) 手工業政策をめぐる都市・ランダスヘル

むすび

文 献 目 録

<刊行史料>

- [1] Domsta, H. J. (hrsg.), *Die Weistümer der jülichischen Ämter Düren und Nörvenich und Herrschaften Burgau und Gürzenich*. Düsseldorf 1983.
- [2] Kaemmerer, W. (hrsg.), *Urkundenbuch der Stadt Düren 748-1500*. 2 Bde., Düren 1971/74 (UB と略す).
- [3] Knipping, R. (hrsg.), *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2 Bde., Bonn 1897/98.
- [4] Kuske, B. (hrsg.), *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. 4 Bde., Bonn 1917/34.
- [5] Lau, F. (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Kurkölnische Städte ; I Neuss*. Bonn 1991.
- [6] Loesch, H. (hrsg.), *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderer Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500*. 2 Bde., Bonn 1907.
- [7] Redlich, O. R. (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Bergische Städte ; III Ratingen*. Bonn 1928.

- [8] Schoop, A. (hrsg.), *Quellen zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte der rheinischen Städte. Jülichsche Städte ; I Düren*. Bonn 1920 (緒言部は Schoop と, 史料部は QRW と略す).
- <研究文献>
- [9] Aubin, H., Das Reich und die Territorien. in : Id. (hrsg.), *Geschichte des Rheinlandes von der ältesten Zeit bis zur Gegenwart*. Bd. 2, Essen 1922, S. 1-50.
- [9a] Below, G., *Die landständische Verfassung in Jülich und Berg*. 3 Bde., Düsseldorf 1885/91. (3 Teile in einem Band.) Aalen 1965
- [10] Berg, M. /Hudson, P. /Sonenscher, M. (ed.), *Manufacture in Town and Country before the Factory*. Cambridge /London /New York 1983.
- [10a] Bräuer, H., *Statuten der Chemnitzer Handwerksgesellen vom Ausgang des 15. bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts*. Karl-Marx-Stadt 1979.
- [11] Bräuer, H., *Gesellen im sächsischen Zunfthandwerk des 15. und 16. Jahrhunderts*. Weimar 1989.
- [12] Czok, K., Die Bürgerkämpfe in Süd- und Westdeutschland im 14. Jahrhundert (1966/67). in : Haase, C. (hrsg.), *Die Stadt des Mittelalters*. Bd. 3, Darmstadt 1973, S. 303-44.
- [13] Dinstühler, H., *Die Jülicher Landrentmeister-Rechnung von 1434/35*. Bonn 1989.
- [14] Droege, G., Die Territorien am Mittel- und Niederrhein. in : Jaserich, K. G. A. (hrsg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*. Bd. 1, Stuttgart 1983, S. 690-720.
- [15] Ehbrecht, W., Hanse und spätmittelalterlichen Bürgerkämpfe in Niedersachsen und Westfalen. in : *Nieder-sächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 48, 1976, S. 77-105.
- [16] Flink, K., *Rheinischer Stadtatlas*. Nr. 9 Düren, Bonn 1974.
- [17] Flink, K., Zur Siedlungsentwicklung und Wirtschaftsstruktur von Düren. in : *Dürener Geschichtsblätter*, 63, 1974, S. 157-69.
- [18] Fritze, K., Charakter und Funktionen der Kleinstädte im Mittelalter. in : *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, 13, 1986, S. 7-23.
- [19] Haverkamp, A., Die "frühbürgerliche" Welt im hohen und späteren Mittelalter. Landesgeschichte und Geschichte der städtischen Gesellschaft. in : *Historische Zeitschrift*, 221, 1975, S. 571-602.
- [20] Herborn, W., Verfassungsideal und Verfassungswirklichkeit in Köln während der ersten zwei Jahrhunderte nach Inkrafttreten des Verbundbriefs von 1396. in : Ehbrecht, W. (hrsg.), *Städtische Führungsgruppe und Gemeinde in der werdenden Neuzeit*. Köln /Wien 1980, S. 25-52.
- [21] Hergemöller, B. U., Gesellschaftliche Veränderungen in engeren Reichsgebiet um 1400. in : Seibt, F. / Eberhard, W. (hrsg.), *Europa 1400*. Stuttgart 1984, S. 39-52.
- [22] Hohenberg, P. M., Urban Manufactures in the Protoindustrial Economy : Culture versus Commerce ? in : Berg, M. (ed.), *Market and Manufacture in Early Industrial Europe*. London /New York 1991. p. 159-72.
- [23] Irsigler, F., Die Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter. In : Kellenbenz, H. (hrsg.), *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*. Bd. 1, Köln 1975, S. 217-321.
- [24] Irsigler, F., *Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert*. Wiesbaden 1979.
- [25] Irsigler, F., Stadt und Umland im Spätmittelalter. Zur zentralitätsfördernden Kraft von Fernhandel und Exportgewerbe. in : Meynen, E. (hrsg.), *Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung*.

Köln /Wien 1979, S. 1-14.

- [26] Irsigler, F., Die Gestaltung der Kulturlandschaft am Niederrhein unter dem Einfluß städtischer Wirtschaft. in : Kellenbenz, H. (hrsg.), *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflußung, 14. -20. Jahrhundert*. Wiesbaden 1982, S. 173-95.
- [27] Irsigler, F., Die Auflösung der Villikationsverfassung und der Übergang zum Zeitpachtsystem im Nahbereich niederrheinischer Städte während des 13. /14. Jahrhunderts. in : Patze, H. (hrsg.), *Die Grundherrschaft im späten Mittelalter*. Teil 1, Sigmaringen 1983, S 295-311.
- [28] Irsigler, F., Stadt und Umland in der historischen Forschung ; Theorie und Konzepte. in : Bulst, N. /Hooek, J. /Irsigler, F. (hrsg.), *Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft*. Trier 1983, S. 13-38.
- [29] Irsigler, F., Grundherrschaft, Handel und Märkte zwischen Maas und Rhein im frühen und hohen Mittelalter. in : Flink, K. /Janssen, W. (hrsg.), *Grundherrschaft und Stadtentstehung am Niederrhein*. Kleve 1989, S. 52-78.
- [30] Isenmann, E., *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter, 1250-1500*. Stuttgart 1988.
- [31] Janssen, W., Stadt und Stadtherr am Niederrhein im späten Mittelalter. in : *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 42, 1978, S. 185-208.
- [31a] Kauder, M. /Weber, D. /Weinfurth, F., *Die Rheinische Stadt. Lebensraum im Wandel der Jahrhunderte*. Kleve 1988.
- [32] Kaufhold, K. H., Handwerksgeschichtliche Forschung in der Bundesrepublik Deutschland. Überlegungen zur Entwicklung und zum Stande. in : Engelhardt, U. (hrsg.), *Handwerker in der Industrialisierung*. Stuttgart 1984, S. 20-33.
- [33] Kiessling, R., Herrschaft-Markt-Landbesitz. Aspekte der Zentralität und der Stadt-Land-Beziehungen spätmittelalterlicher Städte am ostschwäbischen Beispiel. in : Meynen, E. (hrsg.), *Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung*. Köln /Wien 1979, S. 180-218.
- [34] Kuske, B., Gewerbe, Handel und Verkehr. in : Aubin, H. (hrsg.), *Geschichte des Rheinlandes von der ältesten Zeit bis zur Gegenwart*. Bd. 2, Essen 1992, S. 149-248.
- [35] Looz-Corswarem, C., Unruhen und Stadtverfassung in Köln an der Wende vom 15. zum 16. Jahrhundert. in : Ehbrecht, W. (hrsg.), *Städtische Führungsgruppe und Gemeinde in der werdenden Neuzeit*. Köln /Wien 1980, S. 53-98.
- [36] Maschke, E., Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland. in : *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 46, 1959, S. 289-349, 433-76.
- [37] Maschke, E., Deutsche Städte am Ausgang des Mittelalters (1974). in : Id, *Städte und Menschen*. Wiesbaden 1980, SS. 56-99.
- [38] Mendels, F. F., Protoindustrialization ; Theory and Reality. in : *Eight International Economic History Congress (A Themes)*. Budapest 1982, p. 69-110.
- [39] Mosser, A., Proto-Industrialisierung. Zur Funktionalität eines Forschungsansatzes. in : Matis, H. (hrsg.), *Von der Glückseligkeit des Staates*. Berlin 1981, S. 383-410.
- [40] Poni, C., Proto-Industrialization, Rural and Urban. in : *Review*, 9, 1985, p. 305-14.
- [41] Reininghaus, W., *Die Entstehung der Gesellengilden im Spätmittelalter*. Wiesbaden 1981.

- [41a] Reininghaus, W., Das "ganze Haus" und die Gesellengilde. in : Elkar, R, S. (hrsg.), *Deutsches Handwerk in Spätmittelalter und früher Neuzeit*. Göttingen 1983, S. 55-70.
- [42] Reininghaus, W., *Gewerbe in der frühen Neuzeit*. München 1990.
- [43] Reininghaus, W., Zur Handwerksgegeschichte in der DDR. Bemerkungen zu Forschungen zwischen 1970 und 1989. in : *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 126, 1990, S. 283-99.
- [44] Schremmer, E., Industrialisierung vor Industrialisierung. Anmerkungen zu einem Konzept der Proto-Industrialisierung. in : *Geschichte und Gesellschaft*, 6, 1980, S. 420-48.
- [45] Schultz, H., Handwerkerrecht und Zünfte auf dem Lande im Spätfeudalismus. in : *Jahrbuch für die Geschichte des Feudalismus*, 7, 1983, S. 326-50.
- [46] Schulz, K., *Handwerksgesellen und Lohnarbeiter*. Sigmaringen 1985.
- [47] Simon-Muscheid, K., *Basler Handwerkerzünfte im Spätmittelalter*. Bern /Frankfurt aM 1988.
- [47a] Wagner, S., *Staatssteuern in Jülich-Berg von der Schaffung der Steuerverfassung im 15. Jahrhundert bis zur Auflösung der Herzogtümer in den Jahren 1801 und 1806*. Köln 1977.
- [48] Van der Wee, H., Industrial Dynamics and the Process of Urbanization and De-Urbanization in the Low Countries from the late Middle Ages to the 18th Century. in : Id. (ed.), *The Rise and Decline of Urban Industries in Italy and in the Low Countries, late Middle Ages-Early Modern Times*. Leuven 1988, p. 307-81.
- [49] 石坂昭雄「16世紀におけるネーデルラント・プロテスタントのドイツ散住——その経済史的概観」『経済学研究(北海道大学)』27-1, 1977年, p. 307-350.
- [50] 江川由布子「14世紀前半シュトラスブルクにおける市制改革」(一)『比較都市史研究』12-1, 1993年, p. 35-53.
- [51] 小倉欣一「親方の同盟か職人の連帯か——帝国都市フランクフルト・アム・マインの内と外」『社会経済史学』53-3, 1987年, p. 97-114.
- [52] 小倉欣一「15世紀職人蜂起に関する一史料——フランクフルト市立文書館所蔵文書から」『経済論集(東洋大学経済学研究会)』16-1, 1990年, p. 101-112.
- [53] 酒田利夫「中世後期ヨークにおけるクラフト仲間——毛織物, 皮革および建築職クラフト仲間の規約の分析を中心に」同著『イギリス中世都市の研究』有斐閣 1991年, p. 168-184.
- [54] 坂卷清『イギリス・ギルド崩壊史の研究』有斐閣 1987年.
- [55] 佐久間弘展「中世末・近世初期におけるニュルンベルクの毛織物・染色業」『社会経済史学』55-3, 1989年, p. 37-71.
- [56] 佐久間弘展「近世南東ドイツの職人運動」『歴史学研究』651, 1993年, p. 91-101.
- [57] 斯波照雄「リューベックにおける1408~16年の『闘争』について」『史学雑誌』93-8, 1984年, p. 47-76.
- [58] 斯波照雄「ブラウンシュヴァイクにおける1374~86年の『シヒト』について——蜂起の原因と主導者の検討を中心に」『社会経済史学』54-4, 1988年, p. 64-92.
- [59] 瀬原義生「シュトラスブルクにおけるツunft闘争」(上)(下)『立命館文学』225, 1964年, p. 1-27 : 226, 1964年, p. 53-88
- [60] 高橋清徳「中世バリにおける毛織物業の構造」『史潮』17, 1985年, p. 6-29
- [61] 野崎直治「ドイツ中世における民衆蜂起の系譜」『思想』819, 1992年, p. 85-105.
- [62] 服部良久「中世末期のリューベックにおける市民闘争」『史林』59-3, 1976年, p. 106-45.
- [63] 林毅「中世ケルン市における政治的動乱——『平民都市』の実体」同著『西洋中世自治都市と都市法』敬文堂 1991

- 年, p. 27-46.
- [64] 藤井美男「メヘレン初期毛織物工業規約における諸問題——史料論的一考察」『商経論集(九州産業大学)』30-3・4, 1990年, p. 161-84.
- [65] 藤田幸一郎「18世紀ドイツの職人遍歴」『一橋論叢』105-6, 1991年, p. 723-45.
- [66] 森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版 1991年.
- [67] 田北廣道「中世後期のケルン財政構造とツunft闘争——ケルン都市会計簿の分析を中心に」『社会経済史学』43-5, 1978年, p. 19-39.
- [68] 田北廣道「14-16世紀ケルンにおけるツunftの変質過程——中世後期ケルン「経済構造」の転換の基礎過程」『経済学研究』46-4・5, 1981年, p. 317-48.
- [69] 田北廣道「イルジーグラーの中世後期ケルン「経済構造転換」論の諸問題」『比較都市史研究』2-2, 1983年, p. 31-47.
- [70] 田北廣道「中世後期ラインラントの小都市チュルピヒにおける年市とその市場機能について——14・15世紀判告録の分析を中心に」(上)(下), 『商学論叢』27-4, 1983年, p. 711-38: 同誌, 28-1, 1983年, p. 99-123.
- [71] 田北廣道「13-16世紀ラインラント地域内商業と小都市研究——デュレンの場合」(上)(下), 『商学論叢』29-1, 1984年, p. 105-51 (主要な研究文献は, p. 146-51参照): 同誌, 29-2・3, 1984年, p. 659-97.
- [72] 田北廣道「1960年以降東ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(下), 『商学論叢』29-4, 1985年, p. 1075-1108: 同誌, 30-2, 1985年, P. 65-111.
- [73] 田北廣道「1960年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(中)(下), 『商学論叢』31-1, 1986年, p. 113-66: 同誌, 32-1, 1987年, p. 59-93: 同誌, 32-3, 1987年, p. 131-62.
- [74] 田北廣道「西欧中・近世のツunft・手工業史に関する最近の研究動向——西ドイツ学界を中心に」『商学論叢』31-3・4, 1987年, p. 339-434.
- [75] 田北廣道「ドイツ学界におけるプロト工業化研究の現状(1)——東ドイツ学界の場合」『商学論叢』32-2, 1987年, p. 133-62.
- [76] 田北廣道「中世都市史の研究方法としての中心地論の意義と限界——ドイツ学界を中心に」『商学論叢』32-3, 1987年, p. 35-67.
- [77] 田北廣道「14-16世紀大都市・周辺地間の経済諸関係の一側面——ケルン甲冑工ツunftの場合」森本芳樹編著『西欧中世における都市・農村関係の研究』九州大学出版会 1988年, p. 449-98.
- [78] 田北廣道「14-16世紀ケルン職人史研究序説——中世後期職人運動『非展開』地域の構造解明に向けて」『研究所報(福岡大学総合研究所)』105, 1988年, p. 21-49.
- [79] 田北廣道「15-16世紀ケルン職人運動の諸要因——ツunft史の枠を越えて」『商学論叢』33-1, 1988年, p. 291-324.
- [80] 田北廣道「西欧中・近世ツunft史研究の新たな展望——H. レンツェの地域類型論をめぐって」『商学論叢』34-1, 1989年, p. 159-91.
- [81] 田北廣道「中・近世ラインラントにおけるツunft・手工業史の諸問題——『ライン都市図』を中心とした中間総括」(1)(2)『商学論叢』34-2・3, 1989年, p. 563-601: 同誌, 34-4, 1990年 869-900.
- [82] 田北廣道「中小都市ツunftの政治機能について——デュレンの場合」比較都市史研究会編『都市と共同体』下巻, 名著出版, 1991年, p. 1-18.
- [83] 田北廣道「中世後期の職人史研究の新動向——1970年代以降のドイツ学界」『研究所報(福岡大学総合研究所)』

135, 1991年, p. 1-31.

- [84] 田北廣道「14-16世紀小都市における支配とツンフト——「修道院都市」ジークブルクの場合」『経済学研究』57-3・4, 1992年, p. 361-92.
- [85] 田北廣道「14-15世紀西欧における都市と農村——近代都市システムの起点形成」『経済学研究』57-5・6, 1992年, p. 263-76.
- [86] 田北廣道「統合下の東ドイツ経済史学の動向」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会 1993年, p. 151-77
- [87] 田北廣道「中世後期ケルン空間の中心地システムの確立——小都市ジークブルクの市場機能からみた」『経済学研究』59-3・4, 1994年, p. 257-94.

はじめに

中世後期にドイツの都市経済は、大きな転換点を通過した。R. キースリンクは、この時期の都市に刻印された特質を、周辺地関係と絡めて「領主制・市場・土地所有」の3点に要約した(Kiessling [33])。しかし、最近の都市史における地域的接近の高まり、あるいは「中世後期の危機」・「封建制の危機」の相対化にも対応するかのようには、「都市の黄金時代」ないし「都市経済の危機」のレッテルによる一元的な理解は、次第に影を潜め、代わって都市の規模・社会経済構造の違いも考慮し、〈Städtelandschaft〉の観点からする地域史が、前面に出てきた(Haverkamp [19] : Hergemöller [21] : Isenmann [30] 17-25 : 田北 [72] [73])。E. マシュケに従って、それを表現すれば、次の通りである。「ドイツ都市は、全般的な経済趨勢によって一様に規定されたわけではない。遠隔地商業による都市の超地域的な経済的な結びつきにもかかわらず、発展は経済構造・経済状況に応じて地域レベルないし局地レベルでも都市毎に大きく異なっていた。経済外的な要因が、その差異を増幅した。中世後期ドイツ都市史を統一的な図式に押し込むことは可能ではない」(Maschke

[37] 58)。本稿の対象とする下ライン諸都市も、「黄金時代」「危機」には解消できない、複雑な「構造転換」を辿った。まず、この分野の第一人者F. イルジグラーの業績を手がかりに、「構造転換」説の紹介から始めよう(Irsigler [23]~[29])。とりわけ、イルジグラーの学説は、後述のように、都市史・手工業史に関する最近の研究成果を幅広く摂取して、まさに70年代以降のドイツ学界における研究史の縮図の感を呈している。

この地方の中心都市ケルンは、中世後期に広範な商工業部門にわたる構造転換を経過した。その端的な表現が、域外市場向け産業の部門間・工程間の隆替で、羊毛工業の後退と絹・金属工業の台頭、ビール醸造業の急成長とブドウ酒商業の後退、および羊毛工業における織布工程の衰退と仕上工程の興隆に代表される(Irsigler [23] [24])。しかし、この経済構造の転換は、ケルンに留まらず、周辺地域全体をも巻き込む。イルジグラーは、それを契機とした先行の都市システムの根底的な編成替えを次のように印象的に表現した。「H. アムマンの提唱する『経済統一』の意味での経済的な中心空間の形成と同時に、周辺地は、大都市の輸出産業の空間形成力、すなわち問屋制的関係と資金投下とを通じて、大中心地の手工業的な生産構造

内に組み入れられ、依存を余儀なくされた。原料・中間製品が周辺地・下位・中位中心地に割り当てられる、その一方で最終生産・仕上は大中心地に集中される仕方で、新たな形態の分業が成立した」(Irsigler [28] 30)と。ケルンの輸出産業では、有力な商人＝問屋主と親方＝問屋主との主導のもと、周辺中小都市・農村との間に原料・中間製品供給と、その仕上・再輸出を基軸関係とする有機的な分業圏、ケルン「経済統一体」が形成されてきたと言うのである。その際、分業関係再編の原動力は、一方的に都市に帰されてはいない。すなわち、ヴィリカチオン制の解体と定期借地関係への移行という農村内部の変化を背景に、一部に休閒地耕作の開始に代表される集約化も伴いながら、手工業用原料・飼料作物を中心とした商業的農業への傾斜も進行する(Irsigler [26] [27])。このような都市・農村の同時並行的な経済構造の転換に注目したい。

この「経済統一体」モデルには、別の機会に指摘したように、上位中心地の主導力と分業編成の強固さの過信、あるいは経済空間としての完結性の強調、裏返せば中位・下位中心地の自律性と域外諸要因の過小評価、といった難点はあるが、それを除けば、実に興味深いモデルと言わねばならない(田北 [69] [77])。とりわけ、1970年代以降ドイツ学界の都市史・手工業史に関する研究成果の縮図の位置を占めるからである。①中心地理論の体系的適用による都市・周辺地を包括した地域的接近、②都市・農村の対立の相対化を基礎にした、中心地システムモデルの提示、③都市史における研究対象拡大の要請に応える、大都市と並ぶ中小都市への注目、④中世後期に叢生した小都市への消極的評価——「半都市・発育不全都市」概念に象徴

される——の修正、⑤それを通じて、都市発達史における中世後期の占める位置づけ——中世盛期の自由・自治都市と近代産業都市との間に挟まれた質量両面での「発展の谷間」——の見直し、⑥親方＝問屋主の積極的役割の照射による、生業説に囚われない柔軟なツフト像の構成、⑦16世紀後半以降の「経済統一体」解体過程でのプロト工業化論の援用、の諸点でそうである(田北 [72] ～[76])。

筆者は、ケルン「経済統一体」モデルを、都市・農村を包括した上記の構造転換の象徴的な表現として受容したい。特に、ケルン「経済統一体」の形成は、イルジーグラーからも、中世盛期に形成された先行システムの根本的な編成替えと理解されているからである。中世盛期下ライン地方で進行した農工分離の結果、都市が叢生し、それまでのヴィク・市場地・修道院との併存に終止符を打ちつつ「都市間の真の階層序列」(Irsigler [28] 29)を生み出した。それを象徴するのが、12世紀後半に成立した下ライン年市システム——ケルン・アーヘン・ユトレヒト・デュイスブルクの4都市を頂点とし、多数の中小都市・農村年市を底辺とする——である。この下ライン年市システムは、1200年頃にはフランドルとイングランド東部の国際的年市網にも匹敵するほど繁栄を示すが、13世紀半ば以降内外要因の交錯のもと解体に向かう(Irsigler [29])。そして、下ライン地方内部に、それぞれ外部地域と取り結ぶ商業・経済関係の方向・密度を異にする4-5の「経済地域」(Kuske [34] 211)も浮上させつつ、ケルンを頂点とする中心地システムが形成される。このケルン空間の中心地システムは、上記の構造転換に敏速に反応する中小都市を地域経済の結節点＝中位・下位中心地として編成されているが、先行システム

と比べて、様々な経済的な制度——市場（シュターペル・取引所）、手工業（ツunft・製品の規格化政策）、信用（問屋制度・定期金売買）——に裏打ちされ、確固たる制度基盤上に立脚する点で特徴的である（田北 [87]）。なお、このシステムは、上位中心地・一部中位中心地とイングラント・低地地方・中部ドイツとの商業関係を通じて外部に開かれた、いわば内外諸力の重層的に作用する、空間と理解されねばならない。

前述の経済構造の転換は、都市の社会構造にも変化を惹起した。都市ケルンからは、次の2方向の変化を看取できる。一方は、経済構造の転換に伴う部門・工程間隆替と手工業者の階層分化の結果、生業喪失の危機に直面した、あるいは富裕な問屋主への従属度を強めた「工賃労働者・出来高払工」のような下層手工業者の顕著な増加で¹⁾、他方は、新たな商業・手工業の展開のなか旧指導層を圧倒した新商人・有力手工業者の台頭である。そして、そこに醸成された社会的緊張関係が、周知の通り「市民闘争」の

勃発となって表面化した。その直接の契機は、指導層間の内紛、財政負担の市民大衆への転嫁、および市参事会の議席配分と多様で複合的だったが、1396年「市民闘争」を境に、旧都市指導層——彼らの主要な経済基盤は、能動的商業でなく、都市市場独占・レントに移っていた——による市政独占に終止符が打たれた（Herborn [20]：Looz-Corswaren [35]：林 [63]：田北 [67]）。その後、既存のツunftを基礎に市民の全員加入のもと、市政官選出団体として組織された「ガッフェル」体制が、導入された。この体制も、市政の参加基盤を大幅に拡大したが、今日的な意味での「民主化」には程遠く、15世紀半ば商人による都市要職独占が再生。その意味から「市民闘争」を、市民諸層間に醸成・増幅された経済力・政治的権限のアンバランスを覆す、一種の均衡回復過程と捉えても、真実の一面を突いている。

しかし、中世後期の経済構造の転換は、都市内の社会的緊張を高めただけではない。周辺の中小都市にとって上述の中心地システムの形成

1) 中世後期ケルンにおけるツunft間・ツunft内の社会経済的分化については、とりあえず、田北 [78] 掲載の表1-4を参照せよ。ただ、この関連で指摘しておくが、中世後期ドイツの諸地方を捉えた職人運動は、ケルン空間では先鋭化しなかった（最近の内外の主要業績として、Bräuer [11]：Reininghaus [41]：Schulz [46]：小倉 [51] [52]：佐久間 [56]：田北 [83] を挙げておく）。ケルン空間の職人運動低調の要因は、今後の課題に留まるが、W. ライニングハウスは、広範な展開を示す問屋制度下の下層親方・職人の経済利害の接近＝「賃金労働依存型構造」から説明する（Reininghaus [41a] 59）。しかし、1452年ケルン皮鞣工のように、「賃金労働依存型」の職種でも職人運動は発生しており、狭義のツunftから都市史・地域史にまで視野を広げ、また社会経済・政治・宗教的要因を考慮して接近する必要がある（田北 [79] 303-10）。特に、同時期に隣接都市の同一職種でも職人運動が発生して、都市間の運動性を窺わせている。1453年都市ジークブルクで靴屋の職人運動が発生し（田北 [81] 887-91）、さらに1453年ベルク大公の靴屋条例に明らかのように、下ライン諸都市・村落全体で危機的状況が現出する。「都市ラティンゲン、デュッセルドルフ、ゲ

ーレスハイム、ゾーリンゲン、またフライハイトのメットマン、エルパーフェルト、グレフェローデ、ブルク、および村落のヴィッツヘルデンとクローネンブルクに居住する靴屋」（Redlich [7] 110）保護の名目で、大市・定期市の「自由」原則に抵触してまで、余所者の取引禁止が導入される。地域的接近の必要な所以である。筆者は、ケルン空間の「低調要因」の検討にとって、職人組合結成・職人運動展開要因の文脈でK. シュルツから提示された「遍歴・経済・法制度」の三位一体図式が、重要な手掛かりとなると考えている（Schulz [46] 448）。すなわち、遍歴に伴う定住型の親方と生活態度・心性の乖離、経済状況の悪化による閉鎖化、および「ツunft体制」からの職人の排除、の3点全てについて、正反対の関係を確認できるからである。職人への遍歴強制の後発性ないし欠如（藤田 [65]：田北 [81] 1039の表-13）、経済構造の転換と都市・農村に跨がる手工業の発展（田北 [81] 585-91）、ガッフェル体制への職人の編入（表-2参照。都市クレーフェについては、田北 [81] 730の表-1）、が先の「賃金労働依存型」と並び大きく働いていたと見なせるのである。

は、生産・市場取引を確固たる制度基盤の上に据え、広範な手工業者の経済的上昇にはずみをつけた。ライン右岸の小都市ジークブルクが、この点で好例を提供する。都市領主＝修道院長によって市場管理・徴税目的で編成されていた手工業者のアムト的組織は、新たな経済状況への対応として営業独占権をもつ自律性の高いツンフトへと上昇した(田北[84][87])。それと並行して、市政参加と制度変革を求める手工業者の声が高まってくる。その際、中小都市の「市民闘争」は、ケルンと経済類型・政治類型の違いや、強力な都市領主の存在にも規定されて、はるかに複雑な様相を呈する。とりわけ、中世後期ランダスヘルの領邦国家体制の拡充策の一環として進められた都市・市民への支配強化が反発を招いたからである。先のジークブルクの例で言えば、1395-1407年都市領主・修道院守護の都市支配権抗争と市民「自治権闘争」と同時発生した都市要職者の解任事件として、あるいは1441年市民集会で作成された苦情書の都市当局への提出として、さらに1488/95年修道院長の都市罰則簿を無視した皮鞣工ツンフト規約公認への苦情書提出として、様々な形態をとってくる。

もっとも、この時期下ライン諸都市でほぼ同時に発生した「市民闘争」と、中世後期の「経済構造の転換」との因果連関、別言すれば、経済的な中心地システムの編成替えが、システムの構成要素である個々の都市の社会・政治に与えた衝撃——この問題自体、「市民闘争」の研究史上の都市内的・外的要因をめぐる論争と密接に関連する⁽²⁾——、あるいは帝国都市・ラント都市の垣根を越えた、ガッフェル体制の広範な普及との関連は、まだ今後の課題に属する。従って、1988年中世後期ドイツ都市に関する最近の

研究史の総括のなかで提示された次の結論は、いささか性急に過ぎる印象を免れない。「市民闘争・市民騒擾は、階層分化の顕著な緊張度の高い対立的な社会構造をもち、ツンフト間・ツンフト内に大きな財産分化と未組織の広範な下層民・貧民とを伴う、大・中規模な都市にだけ発生した…小都市は、都市・農村の絡み合いと、農耕市民的な指向性とを理由として、後に農民戦争に巻き込まれた」(Isenmann[30]197)。ジークブルクの例が示唆するように、小都市の「市民闘争」は、市民の階層分化に還元できない、内外の複雑な社会経済・政治要因の重層下に展開する。その限りで、フリッツェの指摘を待つまでもなく、「小都市の市民闘争」は、まだ課題に留まる(Fritze[18]22-3)。

ところで、本稿の狙いは、中世後期下ライン地方における以上の社会経済的背景のもと、中都市デュレンを対象に「支配とツンフト」の問題を考察することにある。その接近視角は、次のとおりである。中世後期の中心地システムの再編という共通基盤の上で、都市の経済・政治類型の違いも反映して多様な方向を辿る社会的編成替えと、それに対応した都市の支配・政治構造の変化とを、都市の社会集団の一つとして手工業者・ツンフトに焦点を合わせて追究したいのである。それを通じて、ツンフトの政治機

2) A. ハーヴァーカムプは、チョコとマシケの見解を叩き台に、「市民闘争」の根底にある、皇帝の帝国政策、貴族・都市貴族の婚姻政策、都市同盟などの政治・国制要因からベスト・農業危機に代表される社会経済要因までの多様な都市外要因を照射し、都市内の社会構造に還元できない問題の所在を指摘する(Haverkamp[19]591-8)。他方、C. ローツ＝コルスヴァーレンやW. エープレヒトは、「闘争」勃発の直接原因を都市内要因に求め、都市外要因の強い作用と都市間の「闘争」の連動性に懐疑的姿勢を示す(Looz-Corswaren[35]:Ehbrecht[15])。

能と絡めて、積極的な国制要因としてツンフトの特質を浮き彫りにするとともに、筆者の懸案であるラインラントの「ツンフト地域類型」の検出作業を進める(田北 [80])。ただ、都市デュレンのツンフトの政治機能については、毛織物工ツンフトに照準を絞り別の機会に論じたことがあり(田北 [82])、本稿は、その続編の位置を占める。そこで、前稿の要旨を簡単に振り返って、積み残しの問題を明らかにしておこう。

都市デュレンは、1240年代の2度にわたる皇帝・国王によるユリヒ伯への質入れを契機として、帝国都市からラント都市へと漸次移行した。その際、13世紀末以降デュレンの経済・政治に強い影響力をもつ毛織物工ツンフトは、伯との裁判上の直属関係に象徴されるように、伯の「役職担当者」として、ラント都市への移行に際し都市側の受け皿の役割を果たした。しかし、15世紀後半以降イングランド産製品の大量流入を始め対外競争に押されて、デュレン羊毛工業は退潮に向かい、それと歩調を合わせるかのように毛織物工ツンフトの市政での影響力も低下してくる。1513/14年ユリヒ大公の宮廷裁判所を舞台として毛織物工ツンフト・他の6ツンフト間で闘わされた、外部産毛織物の取扱者への加入強制設定の可否をめぐる法廷闘争が、それを強く印象づける。すなわち、宮廷評議会員の調査報告に基づく大公の最終裁定は、毛織物工ツンフトの手に一部検査権を留保しつつも、事実上「取引自由」の原則を確認している。1545年ガッフェル体制において毛織物工ツンフトは、他の6ガッフェルと対等に留まり、既に特権的地位を失っている。しかし、次の3点は、今後の課題として残されていた。

第一に、毛織物工ツンフトに代わりガッフェル体制を都市制度の中核に押し上げた要因は、

何だったのか。これまでの研究は、この問題に解答を与えてくれない。都市デュレンの基本史料集の編者 A. ショープは、ツンフト制度の叙述において、毛織物工ツンフトの市政への強い影響を窺わず1278年文書から、ガッフェル体制を明記した1545年ポリツァイ条例へと一気に跳躍し、その間の変化を不問に付している(Schoop, 130-1)。また、『ライン都市図』の編者の K. フリンクも、何ら新たな視点を付け加えていない(Flink [16] 8)。その際、1543年都市火災による史料多数の焼失を割り引かねばならないが、この欠落も、近年ケメラーとドムスタの手になる参審人文書・判告録の刊行によって一部補填されたことを忘れてはならない(Kaemmerer [2]: Domsta [1])。そして、この問題解明の手がかりは、毛織物工ツンフトの担う既述の2重の役割のなかに与えられている。つまり、毛織物工ツンフトの政治力の基礎となる経済基盤の変化と、都市・ユリヒ大公の関係の新たな展開と、都市内外要因の交差の観点から接近する必要がある。特に、都市の経済構造の転換と、アムト＝デュレンの形成に象徴される領邦国家体制の拡充とが、同時進行したからである。ガッフェル体制の成立を、都市内外の経済・政治要因と絡めて考察することが、本稿の第一の課題となる。

第二に、都市デュレンは、ガッフェル体制の成立に至る制度変革の節目として15世紀中に「市民闘争」を2度経験する。それでは、既述の内外要因の作用下に発生した「市民闘争」は、どのような特徴を示すのだろうか。前述のジークブルクのように闘争は、都市領主・教会守護も巻き込んで展開したのだろうか。この点で、既述のフリッツェの問題提起に応えるとともに、より広く「市民闘争」をめぐる最近の研究動向

にも繋がる場所がある。近年 K. チョクと E. マシュケに代表される古典的な「市民闘争」論についても、2つの角度から再検討の機運が、高まってきたからだ³⁾。一方は、「市民闘争」後も存続する、少数の富裕商人・手工業者による都市要職独占のなかの変化を丹念に洗い直す姿勢で、断絶説から連続説への極端な「振り子の揺れ」に軌道修正を施し、都市指導者層の連続のなかの断絶の側面を冷静に問い直す動きと表現できる。もう一方は、都市の制度変革の契機として「市民闘争」の裾野拡大の動きで、端的には華々しい制度変革の画期となった政治社会運動から法廷闘争・苦情書提出・様々な次元の集会決議を始め日常的な運動にまで対象を広げ、そこから第一の問題を検討する方向である。後

述のように、デュレンのガッフェル制度は「市民闘争」を直接の契機とせずには輪郭を整え、その点でも興味ある素材を提供できる。

第三に、ガッフェル体制は、その構成単位のツンフト・兄弟団の経済利害の代弁者として、いわゆるツンフト原理の貫徹をもたらしたのであろうか。この点で、70年代以降ヨーロッパ学界における手工業・ツンフト史の新たな潮流と接合することになる⁴⁾。ただ、この問題は、これまでにも繰り返し論じてきたので詳細は省き、要点だけを記しておく。長い間、内外で通説とされてきた生業説は、それに刻印されたイデオロギー的偏見——19世紀の自由主義史学と20世紀半ばの成長史学に代表される——と、法制的接近の一面性とは指摘されて、次第に支配的地位から退けられてきた。特に、1970年以降の定量的手法と社会史的な問題関心の浸透が大きな転機となり、今日では中世からプロト工業化期まで長い時代射程のもと柔軟で動態的なツンフト像が提示されている。本稿では、ガッフェル体制下でのツンフトの閉鎖傾向の強弱と、都市内外要因の重層的作用と絡めて、手工業政策の担い手と密接に関わる手工業警察権をめぐる都市当局・ユリヒ大公の関係と、の2つの角度から接近する。

3) 「市民闘争」に関して、現在もなおチョコとマシュケの論考が、古典としての位置を占めている(Czok [12]: Maschke [36])。特に、その革命性の否定と、所有市民間の権力闘争性の強調という「闘争」の性格規定・位置づけの点で、そうである。ただ、マシュケとチョコは、この時期の社会構造の変化と「闘争」の因果連関につき、研究方法の違いも反映して意見の対立がある。マシュケは、社会経済利害の直接の噴出としての緩衝器として、様々なレベルの共同体的結合が、重要視されている。いずれにせよ、下層民・周縁民や指導層に関するプロソフオグラフィーも含め、社会構造研究を急進展させたことは、彼らの最大の功績に属する。その後、法制・経済・社会と研究の重心移動も伴いながら接近方法の多様化・精緻化が進み、現在では、それら古典学説の再検討の段階に至っている。なお、ドイツ学界における最近の研究動向に関して Isenmann [30] が、簡にして要を得た概観を与えている。また、Simon-Muscheid [47] は、15世紀パーゼルの未然に摘発された2つの「市民闘争」を対象として、ツンフト内・間格差やツンフト会館・酒房を核とした職能的・地縁的な情報ネットワークなど新生面を開いている。わが国の代表的業績として、瀬原[59]: 服部 [62]: 林 [63], 森田 [66], 斯波 [57] [58], 田北 [67] を挙げておく。江川 [50] は、最新の動向を睨んで連続のなかの断絶を探る方向を打ち出し、野崎 [61] は、中世の民衆運動という広い枠組内への位置づけを試みる。中世後期都市史において、その必要性が強く叫ばれている「地域史」の観点から、そして職人運動・対聖職者闘争などとの関連や、都市間の「闘争」の連動性に注意して取り組むことが、今後の課題となる。

4) 19世紀~1980年代旧東西ドイツ学界におけるツンフト・手工業史をめぐる研究史については、Kaufhold [32]: Reininghaus [42] [43] が簡明な概観を与える。わが国学界の代表的業績に、小倉[51]: 酒田 [53]: 坂巻 [54]: 佐久間 [56]: 高橋 [60]: 藤井 [64]: 田北 [74] [80] [86] がある。ツンフトの近代化阻害的作用を所与の前提とする、プロト工業化モデルに対しても (Mendels [38]), 農村ツンフトの存在 (Schultz [45]: 田北 [75]), 洗練された教育・技術・組織に基づく市場動向への柔軟な対応力 (Van der Wee [48]: Berg [10]: Mosser [39]: Schremmer [44]), 都市経済政策へのツンフトの影響の過大評価の反省 (Hohenberg [22]: 田北 [77]) など、様々な角度から批判が寄せられていることを明記しておきたい。

I. ガッフェル体制の形成要因

(1) 都市内要因：経済構造の転換

中世後期ケルン空間で進行した経済構造の転換は、デュレンの商工業部門にも様々な形で影響を与えた（詳細は、田北 [71] を参照）。まず、15世紀後半以降の主導的な域外市場向け産業における、羊毛工業から金属加工業への部門間の重心移動が注目される。羊毛工業は、イングランド産の中間製品の大量流入と、販売市場に近い中部ライン羊毛工業の急成長とに押されて、在地市場向けのティルタイ（羊毛・麻の交織）を除き、次第に衰退に向かう。その際、隣接の都市ケルン・ノイス・ジークブルクが、いずれも仕上工程の拡充やケルン規格の受容を通じて積極的に対応したのとは違って、特別な対策も講ぜられないまま、後退した点で特徴的である（田北 [81] 874-6）。1513/14年毛織物工・他のツンフトの法廷闘争に対する大公の最終裁定も、外部産毛織物の「取引自由」の原則を確認して、羊毛工業の危機を一段と深刻化させた。

それと対照的に金属加工業は、この時期ライン地方の製鉄業を捉えた技術革新——直接法から間接法への移行と体系的な水力利用の開始——を背景に、急速な成長を見せる。14-15世紀金属加工業における職種分化の進行が、その点を雄弁に物語る（表-1）。14世紀に確認される職種は、金細工師・鋳掛屋だけだが、15世紀には鍛冶屋・刃物師・真鍮細工師・錫鋳物師・鈴作工が加わる。また、16世紀末鍛冶屋ツンフトの親方65名中39名に伝来する職種一覧からは、上記の7職種以外に、蹄鉄鍛冶・釘作工・大鎌工・鞍作工・箱作工・錠前師・鍋釜鍛冶・鉄砲鍛冶・刀鍛冶・槍作工・刃物研師・鉄鍛冶の12種類を読み取れる（Schoop, 139）。その間、15

表-1 14-15世紀デュレンで確認される職種名

1 織布工	13 箱作工	25 染色工
2 縮絨工	14 理髪屋	26 紋章刺繍工
3 仕立屋	15 パン屋	27 鍛冶屋
4 金細工師	16 肉屋	28 刃物師
5 鋳掛屋	17 ビール醸造人	29 真鍮鋳物師
6 靴屋	18 葡萄搾人	30 錫鋳物師
7 皮鞣工	19 蠟燭作工	31 鈴作工
8 子供靴工	20 油搾人	32 煉瓦作工
9 馬具師	21 大工	33 木靴作工
10 白鞣工	22 雑貨商	34 漁師
11 毛皮細工師	23 商人	35 屋根葺工
12 陶工	24 亜麻織工	36 石工

[典拠] Flink [16] 14. (註) 1-23は14世紀、24-36は15世紀。

世紀後半からデュレン産製品は、在地・地域市場と並び遠隔地市場——チュリンゲン、ブラウンシュヴァイク、ライプチヒ、ノルトハウゼン、フランクフルト、ヴォルムス、シュトルスブルク——でも確認され、その発展を印象づけている（田北 [71] 677）。

以上の域外市場向け産業の主導部門の交替と並んで、在地市場向け手工業も顕著な発展を示す。その代表例が、ビール醸造業である。15世紀後半ハンザ空間・低地地方から伝わったホップビールは、従来のグルートビールを駆逐しつつ市民の間に急速に広まった。特に、都市ケルンでは並質のブドウ酒も圧倒して、1470年代のアクチャーゼ収入額の順位逆転から明らかなように、市民大衆の「消費革命」さえ惹起している（Irsigler [24] 241-82）。デュレンも、周辺地におけるホップ栽培の拡大につれビール醸造業の急成長を経験する。1546年に伝来する最古の都市会計記録に従えば、ビール消費税は、ブドウ酒消費税に次いで歳入の第二位にあり、また1615年ガッフェル所属員の一覧によれば、ビール醸造人は、唯一110人と、第二・三位の仕立屋の90人、パン屋の83人を大きく引き離して筆頭

の地位にある(田北 [71] 124-7)。ビール醸造業と並んで注目されるのは、皮革工業で、14世紀に早くも6職種への分化が知られる(表-1)。その後の発展は、専門分化からでなく、ケルン市場経由の大量の原料購入から看取できる。すなわち、1458-80年にケルンから338グルデン相当の原料皮の供給を仰いでいる(Kuske-II, 432)。この時期ケルンは、十指を越える皮革加工関係職種の高度な発展を受けて、外部——特に、ヘルツォーゲンブッシュやジークブルク——から恒常的な大量の鞣皮供給に依存していただけに、デュレンの大量購入は目を引く(Ir-sigler [24] 221-3: 田北 [87])。

ところで、中世後期デュレンの経済構造の転換は、商業にも鮮明な刻印を留めている。まず、この時期下ライン地方を捉えた、農業構造の転換が大きく働いている。特に、デュレン周辺地は、染料植物の大青・大黃・茜、飼料作物のヤハズエンドウ、およびホップの栽培中心地として、構造転換の凝集点をなしていた。それを契機として、下ラインの穀倉地帯から供給される穀物に加え、デュレンの農産物集散機能が著しく強化されたことは、言うまでもない。地域経済の活性化に伴う市場機能の拡大は、周辺地に豊富に産する鉱産物の取引についても指摘できる。特に、富裕なデュレン商人の鉱山・冶金施設への資金投下も手伝って、鉛・銅・鉄の生産量は飛躍的に増加した。なかでも鉛が重要で、1543年都市火災によって融解した鉛の量は数百ツェントネルと、周辺の鉱山のひと月分の生産量にも達している(田北 [71] 679)。

そのような周辺地の農業・鉱業生産の発展と都市手工業の台頭を踏まえ、デュレンの域外市場向け商業も活性化する。その際、一部デュレン商人による国際的な大都市のフランクフル

トとアントワープとの直接取引も確認できるが、近隣の上位中心地ケルン相手の商業関係には遠く及ばなかった。特に、ケルンとの商業・手工業関係は、様々な制度的条件に裏打ちされて、確固たる基盤の上に立っていたからである。このことは、定期金売買における相互関係からも容易に看取できる。14世紀後半から15世紀初頭にはデュレンのケルン市場への依存が、そして1473-75年ノイス戦争を境にしたケルン財政窮迫期には、逆方向の関係が知られている(UB-I/2, 163-5, 594-6, 633-6, 636-7, 689: UB-II, 260-1, 287-9)。この文脈では、上位中心地との主要な取引品目にも注意を喚起したい。その大半は、遠隔地商業のイメージにつきまとい勝ちな奢侈品ではなく、塩・鰯・乳製品・家畜・茜・明礬に代表される食料・原料、つまり地域住民の日常生活・生産活動に不可欠だが、自然条件の制約もあって外部からの供給に依存せざるをえない商品から構成されている(田北 [71] 680-5)。この事実は、域外商業と域内商業——広域的な商業ネットワークと地域的な中心地システム——の密接な関連と、中位中心地デュレンが周辺地相手に担う高次の分配機能と、を印象的に表現するものとして銘記する価値がある。

中世後期ケルン空間の中心地システムにあってデュレンは、中位中心地として、周辺地の余剰生産物の集散機能と、上位中心地から供給される商品の分配機能とを担当して、地域内外諸力の交差点に位置していた。この中心地システムは、対外競争の激化による毛織物工ツunftの後退を誘発したが、広範な商人・手工業者の経済的上昇の機会も提供した。この社会構造の変化が、毛織物工ツunftからガッフェル体制への移行の根底に横たわっていたことは間違いない。もっとも、14世紀後半～15世紀後半デュ

レンは、ユリヒ大公の莫大な債務肩代わりを契機に深刻な財政危機に陥り、極端に楽観的な像の提示は控えねばならない。しかし、フリंकのように、それを市民の経済活力の収縮の兆候と見なすのも誤りに属する (Flink [17] 166-7)。1417年国王ジークムントの仲介のもとケルン市民との間に結ばれた、債務返済猶予に関する協定は、12年間の有効期限が経過した1429年以降も更新されず、その間の債務完済と財政状況の好転を窺わせる (UB-I/2, 287-9)。その原動力は、市民の活発な商業・手工業活動に求めねばならない。1408-38年フランクフルト大市に至る通商路沿いの領主からの安全護送状の獲得が進められた事実も、その一端を物語る (Schoop, 6)。中世後期デュレン社会構造の変化を「経済構造の転換」の視点から再検討する必要のある所以である。

中世後期デュレン経済構造の転換のなかガッフェル体制が、次第に姿を整えてくる (表-2)。次に、毛織物工ツunftの市政に占める地

位の変化に注目しながら、ガッフェル体制への移行の足跡を簡単に辿ってみよう。

13世紀第4四半期から毛織物工ツunftは、市政に確固たる地歩を築いていた。1278年ケルン大司教の文書には、advocatus 守護職、scabini 参審人、consules 市参事会員という領主役人・都市共同体機関と並んで、後の「宣誓官」と解釈される、<magistri iurati>「宣誓親方ないし宣誓首長」の表現が登場する (UB-I/1, 38)。その後、およそ1世紀間、毛織物工関係の史料は伝来せず、都市火災による焼失を免れた14世紀末の2通のツunft文書は、毛織物工ツunftの強い影響力と、その背景にあるユリヒ大公との特別な関係を窺わせる。

まず、1387年縮絨工のツunft決定——「宣誓官」の役職が史料に初出——に従えば、毛織物工ツunftは、職種的に密接な関係にある縮絨工の文書の追認権と裁判・罰金徴収権をもっていた (UB-I/1, 169)。それに続く、1400年頃の毛織物工のツunft決定からは、ベルク大公との特別な関係を看取できる。第2項「我ら毛

表-2 16世紀デュレンのガッフェル編成

ガッフェル	1545年ポリツァイ条例	1558年ポリツァイ条例
鍛冶屋	金細工師, 鋳物師, 粉挽き, 農民, <u>St. Quirins Br *</u> , <u>St. Wilhelm Br *</u>	粉挽き, 馬具師, 運搬夫, 既婚の鍛冶職人
毛織物工	麻織物工, 縮絨工, <u>hl. Crutz Br *</u>	羅紗商, 縮絨工, 麻織物工, <u>麻織物工職人</u> , 既婚の毛織物工職人
ビール醸造人	<u>葡萄酒小売人</u> , 樽作工	樽作工
パン屋	St. Peter Br (雑貨商), St. Micher Br (商人)	St. Peter Br (雑貨商), St. Michel Br (商人)
仕立工	毛皮細工師, 帽子工, 理髪屋, 紋章刺繍師	剪毛工, 毛皮細工師, 毛章刺繍師, <u>外科医</u> (=理髪屋?), <u>ガラス細工師</u>
靴屋	肉屋, 皮鞣工, 鞣皮仕上工, <u>靴直工</u> , <u>St. Annen Br *</u>	肉屋, 皮鞣工, 鞣皮仕上工
木材加工	St. Catharinen Br (大工, 屋根葺工, 左官), St. Bernhartz Br (光沢仕上工)	St. Catharinen Br (大工, 屋根葺工, 左官), St. Bernhartz Br (光沢仕上工)

[典拠] QRW, 1-4, 8-11. (註) 下線部は、一方にしか登場しない職種名。 *の兄弟団については不詳

織物工ツunftの首長と宣誓官は、我らの恵み深き親愛なるヘルの御ために、検印のないデュレン産毛織物を市場にもたらしはならないと定める（違反の罰金6アルブル）」、第7項「仕事場において工賃のために働く者は、自分の勘定で毛織物を作ってはならない。それに違反した者は、我らの恵み深きヘルに罰金を支払うべし。その（検査・罰金徴収）のために毛織物工ツunftのオーベルマイスター、首長および宣誓官が置かれ、任命されている」(UB-I/1, 245)と規定されるように、ベルク大公は、品質検査・工賃織布工の取り締まり・罰金徴収に当たるツunft役人の任命権を掌握し、同時に罰金から取り分を得ている。しかし、ベルク大公との関係は、それに留まらない。この点で詳細な情報を含む、1513/14年係争文書と1548年都市判告録を手がかりに、要点だけを記しておく（詳細は、田北 [82] 参照）。

1513年毛織物工ツunftの苦情書の冒頭部と1548年判告録の第5項の引用から始めよう。「都市デュレンには、パン屋、ビール醸造人、靴屋、仕立屋の他7ツunft（ガッフェル）があるが、我らの恵み深き大公閣下から裁定と処罰を受ける我がツunft（毛織物工）を除いた6ツunftについては、市長・参審人・市参事会が裁定・処罰に当たっている」(QRW, 491)、「毛織物工ツunftは、織物に関する不正を裁き罰金の徴収に当たる14名の宣誓官をもっており、この罰金のうち3分の1は大公閣下に属する。この宣誓官は、オーベルマイスターとして2名の参審人を選び、提訴される場合、大公閣下ないし閣下の評議会に持ち込まれる」(Domsta [1] 187-8)。従って、毛織物工ツunftは、裁判上、都市当局にではなく、大公に直属する。しかも、都市の裁判・市政全般に強い影響力を及ぼす、

参審人7名のうち2名の選出権も与えられている。

ところで、都市制度の輪郭が整う15世紀初頭からは、その変化を克明に追跡できる。まず、1402年「市長・参審人・市参事会と市民 gemein burger の間の抗争」に際しユリヒ大公の下した仲裁裁定文書にあって毛織物工は、市長の年次会計報告の立ち会い人に挙げられ、市政に参加する唯一のツunftをなしている（表-3参照）。続く、1456/57年「市民闘争」に際しユリヒ大公の下した仲裁裁定文書、通称「同盟文書」には、後のガッフェル体制の萌芽として「ゲマインデ代表7人」が初出して注意を引く。もっとも、毛織物工ツunftは、依然、市政全体に強い影響を行使していたが。この点は、ゲマインデ代表の市参事会員4名の選挙に当たる宣誓官・ツunft首長の任期・人数を比較するとき直ちに明らかになる。毛織物工ツunftの宣誓官14名が、全て終身任期と定められたのと対照的に、他のツunftから2ないし3名ずつ選ばれる首長は、2年任期だったからである(1545年仕立屋・剪毛工ツunft規約 §. 1, QRW, 127；1595年靴屋ガッフェルに対する市参事会法令 §. 1, QRW, 197)。しかし、市政・財政管理に、ゲマインデ代表7名が初めて登場したこと自体、重要なのである。この7人の代表は、市長選挙・年次会計報告の立ち会い・市参事会の協議への参加を認められて、後の7ガッフェル代表者の先駆機関の位置を占める。

それが、より鮮明な形をとってくるのが、既述の1513/14年係争文書である。1513年法廷闘争の口火を切った毛織物工の苦情書は、「パン屋、ビール醸造人、靴屋、仕立屋の他7ツunft（ガッフェル）」(QRW, 491)と述べ、後の7ガッフェルの姿を不完全ながら浮上させている。そ

表-3 14-16世紀都市制度の変化

都市の主要機関	1402年	1457年	1545年	1556年	1558年	
I. 市長	①定数・任期 ②選出方法 ③主要職務 1. 財政管理 2. 会計報告 3. アクチャーゼ賃借 4. 裁判権 5. その他	①同左 ②参審人7, 市参事会員8, gemeinde代表7, 前市長1=22 ③-1. 新市長・前市長・参審人1, 市参事会員3 (overste 1, gemein2)=6 ③-2. 市長・参審人・市参事会員・宣誓官7, gemeinde代表7 ③-3. アクチャーゼ請負・管理 ③-5. 参審人・市参事会と文書・印章の管理と安全護送状発行	①同左 ②参審人7, 市参事会員8, ガップェル代表7=22 ③-1. 新市長・前市長・参審人1, 市参事会員 (alte 1, gemein 1) = 5 ③-2. 立会人は②に同じ ③-3. 参審人・市参事会員の立会	①同左 ②前市長, 参審人7, 市参事会員10 (alte6, gemein4) = 18 ③-1. 市長のレントマイスター兼任 ③-2. アムトマンの立会い ③-3. 大アクチャーゼの管理は信任官 vertruste, 小アクチャーゼは入札 ③-4. 民事に限定, 度量衡関係はシュルトハイスの立会	①同左 ②同左 ③-4. 刑事事件を除き市参事会に	
II. 市参事会	①定数・任期 ②選挙方法 ③参審人 ④七人会	①同左 ② overste は同左 gemein は, 毛織物工Zの宣誓官14と他のZMが選挙, 都市への誓約義務 ③7名	① 8 (alte 4, gemein 4) 2年で毎年半数改選 ② gemein は, 各ガップェル代表3よりなる21人 ③各ガップェルから1. ④各ガップェルから1. 任期1年で市参事会に参加	①10 (alte 6, gemein 4で前者は終身, 後者は従来通り) ②同左 ③終身任期, 補充は互選. ④同左	①同左 ②同左 ③同左 ④同左	
III. ガップェル	①毛織物工Zの宣誓官 1. 定数 2. 任期 ②ガップェル編成 1. ガップェル選択義務 2. ZMの選挙 3. 市民権の取得条件 4. その他	①-1. 14名 ①-2. 半数は終身(補充は互選), 半数は毎年改選.	①-1. 同左 ①-2. 全員終身任期へ補充は互選.	①項目自体が削除される ②別表を参照 ②-1. Z・Br以外の市民のガップェル選択義務 ②-2. ガップェル集会以毎年1名選出, 主要Z以外の市民は葡萄酒支払義務 ②-3. 余所者は品行証明・6gl. (市民との結婚者は支払免除, 手工業者はガップェル登録料で代替), 一人一職原理	②別表を参照 ②-1. 同左 ②-3. 一人一職原理の削除	①-1. 手工業従事者以外は付属Z・Brを選択すること ②-2. 同左 ②-3. 市参事会に無断のZMによる採用禁止 ②-4. 家屋所有者による余所者の無断宿泊禁止, 主要Zの宴会規定
IV. 大公関係	①大公への忠誠誓約義務 ②大公役人 ③裁判権他	③I-①市長の適否の協議権留保・追認	③前書・後書に市長・参審人・市参事会員・共同体全体との協議に基づき決定.	①市長・参審人・市参事会員他役職者と市民の誓約義務と追認 ②シュルトハイス, 伝令官他の役人への服従義務 ③I-③-2, 4参照. II-③の参審人裁判の主権者にシュルトハイス.	①同左 ②同左 ③III-②-4. 主要Zの宴会には領主・都市問題が扱われない限り付属Z・Brは参加できないこと.	

[典拠] QRW, 1-11, 82-3, 88-91. (註) Z・ZMは, ツンフト・ツンフト首長の省略形.

の最終仕上げが、1545年ユリヒ大公のポリツァイ条例である。この条例は、1543年都市火災直前の状況の再現といわれるが (Schoop, 130)、毛織物工ツンフトの宣誓官に関する項目は既に姿を消し、代わってガッフェル代表が市政の前景に出ている(表-3参照)。既述の市長選挙と年次会計報告はもちろん、市参事会員・参審人選挙でも7ガッフェルの完全な対等——もっとも、市参事会員の選挙における〈gemeinde・overste〉の区別は存続する——が実現され、ここに名実とも市民の全員加入に基づく市政官選出団体としてガッフェル体制が完成する。その間、1456/57年の「市民闘争」を最後に、大きな制度変革の画期となる事件は発生しないにもかかわらず、ガッフェル体制の骨格が形成された点は、注意をひく。

このように、13-16世紀都市制度の変化の主要線は、単一の毛織物工ツンフトからガッフェル体制への主導権移行と表現できる。それ自体、中世後期デュレンの経済構造の転換に対応し、特に羊毛工業の退潮と他の手工業者・商人の台頭に伴う、市民内部の経済力に応じた政治機能の再分配の過程とも解釈できよう。しかし、13世紀半ばから毛織物工ツンフトが、ユリヒ大公の「役職担当者」として支配構造転換の受け皿の役割も担ったのであれば、大公にとってガッフェル体制の成立は、どのような意味をもっていたのか。1556年ポリツァイ条例には、都市要職者の追認権や大公役人への服従義務が盛り込まれて、大公の直接支配の拡大を窺わせるが、この動きとガッフェル体制への移行は無縁だったのだろうか(表-3)。この問題の検討が、次節の課題となる。

(2) 都市外的要因：アムト体制の形成

帝国都市デュレンは、1240年代のユリヒ伯へ

の質入を契機に、結局、債務償還が行われないうまま、なし崩し的にラント都市へ移行していく。その移行の第一ステップは、1301年帝国守護としてデュレンの支配を担当してきた帝国家人家系のアンセルム家、あるいはその一族のビルゲル家からの、世襲守護職の獲得——ビルゲル家は1349年まで守護の称号を保持する——と、1338年皇帝ルトビヒによる都市デュレンの帝国団体からの分離宣言である。この経緯に鑑みてショープは、「質入を契機として諸高権は、すみやかに伯の手に移った」(Schoop, 27)と述べるが、帝国・ラントの2重性は、かなり長期間存続し、領域支配=アムト制形成の在り方にも強い影響を与える(詳細は、田北 [82] 4)。

第二段階の移行は、14世紀後半から、隣接のアムト=ネルフェニヒの買い戻しを契機に裁判・財政制度の根本的な再編が行われた1545年に至る時期で、ラント都市の体裁整備と並行して、周辺の土地所有・領主権の獲得を通じて領域支配の単位であるアムト体制の形成が推進された。この時期の前半は、都市デュレンにとってユリヒ大公の債務肩代わりの連続で、14世紀末から最大の債権者ケルン市民との間に定期金支払猶予の協定を繰り返し結ばざるをえないほど、また市民の債務を理由とした共同体構成員の連帯責任の免除を求めて、フランクフルト大市までの商業路沿いの領主から安全護送状を獲得しなければならないほど、財政的困難に陥っている(Schoop, 6)。特に、1407、1417年の両年には、それぞれ国王ループレヒト、国王ジークムントの仲裁も仰いでいる(UB-I/2, 260-1, 287-9)。裏返せば、都市デュレンが、多額の貨幣支払を代償に租税・流通税免除特権、森林・河川の利用特権、市長・市参事会員・書記の任免権、参審人裁判の判決のない市民の身柄拘束

の禁止特権、アクチーゼ徴収・税率変更権を始め様々な特権を獲得し、「自治」を拡大していく時期に当たる (UB-I/1, 98-99)。

他方、ランダスヘルシャフトの歴史でも14世紀半～15世紀半は、大きな転機をなしている。この地方のランダスヘルシャフト研究の権威である W. ヤンセンは、中世後期の都市・都市領主関係の変化を、「都市領主の領邦君主への転換」(Janssen [31] 187) と表現し、その転換過程を3側面から追究する。第一に、経済・軍事拠点として都市建設による稠密な支配網形成。第二に、領域支配原理の貫徹の象徴として都市の自律性の制限と行政区画への編入。第三に、領域原理に対応し、領邦国家の2元主義を象徴するラント等族・ラント会議の形成。ここで注目したいのは、第二の論点との関連で、点から面への支配拡充に伴う、ラント都市からアムト首邑への性格の変化である。都市デュレンに関して言えば、後に「デュレン周辺の4裁判所」と呼ばれる村落を核としたアムト＝デュレンの形成が、それに相当する。

ところで、アムト＝デュレンの形成史について、これまで「これらの場所(4裁判所に付属する定住)の全てにつき、(8世紀来確認できる)デュレン城館に対する、荘園法的な従属に遡及できる」(Schoop, 35)とする、ショープの見解が、広く受容されてきた。すなわち、カロリング期以来帝国直轄領に属するひとまとまりの村落が、上記の質入れを境に、そのままユリヒ大公の領域支配の単位に転換されたというのである。しかし、最近 H. J. ドムスタは、それら村落の土地所有・領主権の変遷を克明に辿り、「これらの領域は、決して元来一単位だったわけではなく、中・近世のうちに行政単位として漸次形成されてきた」(Domsta [1] 25) と述べ、そ

の限界を鋭く指摘した。すなわち、14世紀第3四半期から15世紀半を頂点とした、ユリヒ大公による積極的な領土拡張策の産物だといっているのである(表-4を参照)。このドムスタ説は、既述の帝国・ラント都市の2重性の長期存続、あるいは最近のランダスヘルシャフト研究の成果——「人的結合国家から領域国家」への移行を基本線として継承しながらも、在地的な支配構造の多様性に規定されて、統一的な行政機構の完成までの長期的で曲折した過程を強調する(Droege [14]: Dinstühler [13] 51-75)——に鑑みると、十分説得的である。以下、アムトマンの活動が、狭義の土地所有権を越えて領主権まで伸長する足跡を辿り、アムト体制の形成過程を概観しておこう。

ドムスタに従えば、アムトマン権限の都市外への拡大は、1386年レンダーズドルフのシュルトハイス・参審人によるアムトマン印章の借用を嚆矢とする。しかし、ユリヒ大公によるアムト単位の裁判・財政的な支配が恒常化するのには遅く、1420年代以降、特に1440年代と理解されている。1425年都市デュレンのアムトマンのヴェルナー＝フォン＝メローデが、大公への貨幣貸付の代償として、メルツェニヒとアーノルトワイラーの2村落のシュルトハイス職を兼任して、両村落の参審人裁判権の掌握を窺わせる。ただ、前記の2重性を反映してか、この4村落の参審人裁判の上級審は、デュレンでなくユリヒに決められており、デュレンの特別な事情を考える上で印象的である。

また、アムト＝デュレンが、財政管理の単位として史料に初出するのは、1438年と言われている。同年ユリヒ大公アドルフの死後、大公妃の嫁資3000グルデンの返済方法を定めた文書に、村落単位でなくアムト単位の租税徴収が初めて

表-4. デュレン周辺の4裁判所の形成過程

Arnoldweiler (AW)	Merzenich (MZ)	Lendersdorf (LD)	Derichsweiler (DW)
922 ケルン大司教の創設した教会に寄進 12Jh半から守護聖人になみな記地名が登場 1289 カンプレ司教から騎士ゲルハルトに売却 (14Jhにもヘルに留る) c. 1391 ユリヒ大公の所有に移る 1425 大公はWerner v. Merodeをデュレンのアムトマン兼AW, MZのシュルトハイスに任命 1439 Heinrich v. Krauthausenを上記役職に任命 1447 ラント租税徴収記録に4裁判所名とアムト=デュレンへの下屬 (1551~アムト=ネルフェニヒ守護と共同管理) シュルトハイス・7参審人 (控訴審はユリヒ) 1562/63 MZに併合。アムト=ネルフェニヒの守護が裁判主宰	11Jh 考古学的遺構 13Jh ノイエンアール伯の所有 1225/31 大公に質入 1361 ノイエンアール伯はMZのシュルトハイス、参審人、共同体に対し大公にレンテ支払い命令 1379 ケルン大司教によるMZの裁判権・収入・領主権の大公への5年間の質入 1388 大公の在位中の質入、95年に更新 1425, 39 AW参照 1440 デュレンのアムトマンMerode, MZのシュルトハイス・参審人と租税徴収 (16Jh半~アムト=ネルフェニヒのレントマイスターへ) 1447 AW参照 シュルトハイス・6参審人 (控訴審はユリヒ) 1562/63 アムト=ネルフェニヒの守護が裁判主宰	1196 荘園裁判: シュルトハイス, 守護, 参審人 1222 国王ハインリヒ IVによるアーヘンのアダルベルト教会の所有確認 1367 大公の典厩長が荘園守護。アダルベルト教会の荘園裁判とLD上級裁判は併合。 1386 アムト=デュレンに帰属。LDのシュルトハイス, 参審人のアムトマン印章使用。 1548/49 裁判管区に多数の村落・定住, シュルトハイス, 参審人7:15-16世紀に参審人の一人がシュルトハイス兼任 1578 アムト=ネルフェニヒのアムトマンが立会い (控訴審はユリヒ) 財政制度上は, アムト=ネルフェニヒのレントマイスターに属する アーヘンの聖アダルベルト教会の荘園。独自の裁判権。16Jh後半以降ユリヒ大公の関与 ユリヒ大公の荘園。起源は同上。独自の裁判権。16JhにLDシュルトハイスの関与。 ビルゲル: 大公の典厩長のレーエン裁判。	1223 最古の史料証言 1433 デュレンのアムトマンWerner v. Merodeによる管理=ランデスヘルへの権利確認 1447 ラント租税徴収記録。AWを参照。 15/16Jh DWのシュルトハイスがBDシュルトハイス兼任 1550~アムト=ネルフェニヒの守護が裁判主宰へ (控訴審はユリヒ) 1548/56 DWの裁判管区へのBD, MWへの拡大。 Birkesdorf (BD): 流通税徴収所。1360s以降Merode家の所有集積。1402年ブルク=大公のレーエンの確認。 Mariaweiler (MW): Merode家の所有, 1370s~領主権は大公へ, 1388 MW-BD裁判管区。 ケルンの聖堂参事会教会・聖ゲレオン教会の荘園。共同の裁判所の存在。各3参審人, 1シュルトハイス
922 ケルン聖ウアズラ教会に教会・荘園・1/10税寄進。裁判所が付属し, 年3-4回開催。 1548/49 判告録に見える別の荘園には裁判所欠如	16Jh半 Merode zu Schloßbergの所有下の荘園裁判所。		

[典拠] Domsta [1] 49-78.

登場する。「アムト=カスターから50マルターの小麦, 300マルターのライ麦, 300マルターの大麦, 貨幣支払分として5月の租税から150グルデンと秋の租税から250グルデン, 合計400グルデン。アムト=ユリヒから150マルターのライ麦, 貨幣支払分として5月・秋の租税を併せて300グルデン。アムト=デュレンの5月・秋の租税を

併せて150グルデン」(UB-I/2, 373-5)。ただ, 最近ディンステューラーの手で刊行された, 1434/35年ラントレントマイスター会計簿の「秋の租税」徴収記録には, 既に次の文言があり, アムト単位の徴税は数年週及可能かもしれない。「秋に支払われるべき租税額は1550マルク。(1423年協定により大公領の共同統治者となっ

た) ヨハン=フォン=ローン様に定められた4分の1を差し引いて、1162マルク。今は亡きレントマイスター、J. カルノート様がメルツェニヒ、アーノルトワイラー、レンダースドルフ、デリクスワイラーの参審人から借用していた貨幣の返済に400マルクを当てる。残額は、436マルク3シリング」(Dinstühler [13] 36-37)。もっとも、この会計記録のアムト=デュレンの租税総額は、4村落の集計の体裁をなして、関係は流動的と思えるが。

以上のように、アムトマン・レントマイスターの裁判・財政活動から判断する限り、アムト=デュレンは、1425年から漸次体制を整え、そして1440年代には確立している。その証拠とされるのが、ラント会議による課税同意権の行使を明記した、アムト=デュレンの1447年収支報告書である。「1447年ユリヒ大公領において懇願税・租税が設定・徴収された。それぞれのアムトと村落からの収入金額を列挙すれば次の通りである(アムト=デュレンの4裁判所からの合計1215グルデン) …以下の記録は、ユリヒ・ベルク・ラーフェンスベルクのラント会議と他の会議において協議・決定された内容である。帝国・ラント租税の決済書類は、そのうちどの程度の金額が官房にもたらさるべきかを載せている。また、古い台帳・記録からは、ユリヒ大公領最初の懇願税に関する書き付けが1447年に保存されていること、そして下記の形式で、アムト・村落・領民の氏名・租税額が記載されていること、を読み取れる」(UB-I/2, 426)。この文書は、帝国税・ラント税の並記に象徴される、既述の2重性残存のなか、大公領全体で足並を揃えたアムト単位の租税徴収実施を示唆して、注目に値する。

以上のような領域支配の強化は、都市・ブル

クを首邑とした行政区域=アムト体制の整備と、「自治」の制限、裏返せば都市特権の制限による市民全体の「領民」への平準化、という不可分に絡み合った問題を含んでおり、デュレン市民に多大な影響を与えずにはおかなかった。そして、デュレン都市制度の主導権における毛織物工ツンフトからガッフェル体制への移行を、この文脈内に位置づけて考えるとき、ユリヒ大公による都市民全体の「領民化」の方向が垣間見えてくる。しかし、都市の領域支配内への編入の道は、決して平坦でなく、様々な次元の妥協を余儀なくした。特に、後述のように、歴史の古い比較的大規模な都市の場合、しばしば市民からの頑強な抵抗に遭遇したからである。その意味から、15世紀半ば都市民とランデスヘルとの力関係の接点にラント会議が成立したとしても、決して偶然ではない。ユリヒ大公領のラント租税制度史のモノグラフィを上梓したワグナーによれば、個々の都市でなく、貴族・都市の構成するラント等族全体が、一致して租税徴収への同意権を行使したのは、既述の1447年文書を嚆矢とする⁵⁾。さらに、この課税問題の他、相続・領土分割・ラント平和締結時のランデスヘルの協議機関としての権限を明記したのが、1451/52年貴族24名と11都市の署名した協定文書で(UB-I/2, 4446-9)、H. オーバンは、ラント等族確立の証拠とも見なしている(Aubin

5) 領邦君主権のチェック機関としてラント等族・会議の実効性をめぐり論争がある。ワグナーが、「15-16世紀は、ラント等族の影響力が最高点に達した時代だった」(Wagner [47a] 60)と、肯定的な評価を与えたのに対し、ドムスタは、次の事実を引き合いに懐疑的姿勢を示す。1458年「我らのラント(会議・等族)の同意・了解のないアムト・都市デュレンの質入れ禁止」(UB-I/2, 494)の確約から、11年後の1469年には、都市デュレン・ラント会議に無断で2000グルデンの債務償還のためにアムト=デュレンが抵当に設定されている(UB-I/2, 536-40)。

[9] 29-30)。この場では、この地方全体の経済構造の転換、デュレンのガッフェル体制の輪郭形成、およびラント会議の確立が、15世紀半ば頃に集中する点に再度注意を促しておきたい。

ガッフェル体制を押し上げた要因が、それら内外諸力の交差に他ならなかったことを印象的に表現すると見なせるからである。